

移植用臍帯血基準検討会（仮称）の設置について（案）

造血幹細胞移植委員会（審議会）で審議していただく事項のうち、臍帯血品質基準については、極めて実務的・専門的であり、かつ、内容も多岐にわたることから、これらについてあらかじめ専門的な観点から整理を行うため、健康局長の下に検討会を設置し、その検討結果を審議会にて審議していただくこととしたい。

（参考）臍帯血移植の実施のための技術的な課題については、平成 10 年に保健医療局長の私的懇談会である「臍帯血移植検討会」の中に作業部会を設けて検討され、「臍帯血移植実施のための技術指針」を策定し、局長通知を発出した。その後の指針の見直しは日本さい帯血バンクネットワークにおいて行われてきた。